

# 四半期報告書

(第24期第2四半期)

日本オラクル株式会社

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2 【経営上の重要な契約等】 .....	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	5
第3 【設備の状況】 .....	10
第4 【提出会社の状況】 .....	11
1 【株式等の状況】 .....	11
2 【株価の推移】 .....	28
3 【役員の状況】 .....	29
第5 【経理の状況】 .....	30
1 【四半期財務諸表等】 .....	31
2 【その他】 .....	44
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	45

四半期レビュー報告書

確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成21年1月13日

**【四半期会計期間】** 第24期第2四半期（自平成20年9月1日至平成20年11月30日）

**【会社名】** 日本オラクル株式会社

**【英訳名】** ORACLE CORPORATION JAPAN

**【代表者の役職氏名】** 代表執行役 社長 最高経営責任者 遠藤 隆雄

**【本店の所在の場所】** 東京都港区北青山2丁目5番8号

**【電話番号】** 03(6834)6666

**【事務連絡者氏名】** 執行役 専務 最高財務責任者 野坂 茂

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区北青山2丁目5番8号

**【電話番号】** 03(6834)6666

**【事務連絡者氏名】** 執行役 専務 最高財務責任者 野坂 茂

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第24期 第2四半期累計期間	第24期 第2四半期会計期間	第23期
会計期間	自平成20年6月1日 至平成20年11月30日	自平成20年9月1日 至平成20年11月30日	自平成19年6月1日 至平成20年5月31日
売上高 (百万円)	57,988	30,288	114,112
経常利益 (百万円)	17,797	9,612	39,130
四半期(当期)純利益 (百万円)	10,367	5,549	23,057
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)			
資本金 (百万円)		22,290	22,282
発行済株式総数 (千株)		127,091	127,087
純資産額 (百万円)		80,508	83,153
総資産額 (百万円)		114,859	119,042
1株当たり純資産額 (円)		630.72	652.44
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	81.58	43.67	181.47
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	81.56	43.66	181.39
1株当たり配当額 (円)	70	70	173
自己資本比率 (%)		69.8	69.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	12,844		22,815
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	6,417		14,202
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	13,077		21,477
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)		38,127	31,942
従業員数 (名)		2,251	2,135

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表は作成しておりませんので、連結経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社および当社が属する企業グループにおいて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年11月30日現在

従業員数(名)	2,251
---------	-------

(注) 1 上記従業員は就業人員であり、他社への出向社員(1名)を含まず、他社からの出向社員(335名)、嘱託社員(1名)を含んでおります。

2 上記従業員のうち、買収製品等の取引窓口を行っている日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社からの出向社員は331名です。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第2四半期会計期間における生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別の名称	生産高(百万円)
アップデート&プロダクト・サポート	14,565
アドバンスト・サポート	702
エデュケーションサービス	629
コンサルティングサービス	3,109
合計	19,006

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注実績

当社の生産業務の内容は、アップデート&プロダクト・サポート、アドバンスト・サポート、エデュケーションサービスおよびコンサルティングサービスといったサービス業務であり、個別受注生産の占める割合が僅少であるため、受注状況の記載を省略しております。

#### (3) 販売実績

当第2四半期会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別の名称	販売高(百万円)
ソフトウェア関連	
データベース&ミドルウェア	9,517
ビジネス・アプリケーション	1,764
ソフトウェアプロダクト小計	11,281
アップデート&プロダクト・サポート	14,565
ソフトウェア関連計	25,846
サービス	
アドバンスト・サポート	702
エデュケーションサービス	629
コンサルティングサービス	3,109
サービス計	4,441
合計	30,288

- (注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、いずれも総販売実績の10%未満であるため、記載を省略しております。

## 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

## 3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日（平成21年1月13日）現在において当社が判断したものであります。また、当事業年度は四半期報告書制度の導入初年度であるため、比較、分析に用いた当四半期会計期間に対応する前事業年度の四半期会計期間の数値は、独立監査人による四半期レビューを受けておりません。そのため、前年同四半期増減額および増減率は参考として記載しております。

### (1) 重要な会計方針および見積り

当社の四半期財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表等の作成にあたっては、各決算日における資産および負債の金額、各報告期間における収益および費用の金額に影響を与えるような仮定、見積り、判断を必要とします。過去の経験や状況に応じ合理的と判断した入手可能な情報に基づいた仮定、見積り、判断であっても、仮定あるいは条件の変化により、実際の結果と異なる可能性があります。

### (2) 経営成績の分析

#### 業績の状況

当第2四半期会計期間（自平成20年9月1日至平成20年11月30日、以下「当第2四半期」という。）におけるわが国経済は、米国の金融危機に端を発する景気の急減速により、国内外の需要が急激に縮小し、企業収益の悪化が顕著となりました。このような環境において、企業は設備投資の抑制を進めており、情報サービス分野においても、IT投資の延期や見直しを行うお客様が増加するなど厳しい環境となりました。

このような状況の中、当社は基礎となるデータベース、様々な情報システムを連携させるフュージョン・ミドルウェア、そして企業活動に必要な様々な機能を提供するビジネス・アプリケーションまでを一貫して提供できるソフトウェアベンダーとして、お客様のビジネス上の課題を解決し、成長を支援する製品やサービスを提供してまいりました。

平成20年10月には、販売パートナーとの連携の強化、成長領域の市場開拓、お客様視点に立った営業体制の確立、製品事業の強化を目的として、全社的な組織変更を伴う改革に着手し、抜本的な営業体制の見直しと人的リソースの再配置を進めてまいりました。また、平成20年9月には新本社ビル「オラクル青山センター」に事業拠点の集約を完了し、経営効率の向上に注力するとともにコスト削減にも取り組んでまいりました。

## 売上高

売上高は30,288百万円となり、前第2四半期会計期間（以下、「前年同期」）比725百万円、2.5%増となりました。各部門別の概況は以下のとおりです。

### [ソフトウェア関連]

ソフトウェア関連部門の売上高は25,846百万円となり、前年同期比387百万円、1.5%増となりました。ソフトウェア関連部門は、以下に記載の(i)ソフトウェアプロダクトおよび(ii)アップデート&プロダクトサポートの2部門で構成されます。

#### (i) ソフトウェアプロダクト

新規のソフトウェアライセンスの販売を行う、ソフトウェアプロダクトの売上高は11,281百万円（前期比1,487百万円、11.7%減）となりました。データベース&ミドルウェアおよびビジネス・アプリケーションの各部門の状況は次のとおりです。

##### (A) データベース&ミドルウェア

売上高は9,517百万円（前年同期比2,060百万円、17.8%減）となりました。

データベース管理ソフトおよびミドルウェアの新規ライセンス販売を主力とする当部門では、「コスト削減」「見える化」「効率化」など厳しい経済環境においても導入効果を実感できるソリューションの提供により、顧客ニーズの開拓、販売パートナーとの関係強化や既存のお客様からの追加投資需要の掘り起こしに注力してまいりました。この結果、機動的な財務政策や経営管理を可能とする統合業績管理（EPM）製品やビジネスインテリジェンス（BI）製品、ならびにシステム運用の効率化を実現する管理ソフトウェア製品が好調に推移したものの、企業のIT投資抑制の影響を受け、前年同期を下回る結果となりました。

##### (B) ビジネス・アプリケーション

売上高は1,764百万円（前年同期比572百万円、48.1%増）となりました。

当部門では、ERP、CRM、EPM、PLMや業界に特化したソリューションを提供する製品をそろえ、企業の経営課題を解決し、成長を支援する様々なソリューションを提供できる体制を強化してまいりました。この結果、当第2四半期においては主力である財務会計や人事等のERPに加え、企業経営の質を高めるEPM、ならびにPLMや物流等、現業に密着し、投資効果を具体的かつ迅速に見込める投資に対する需要を引き出してまいりました。

- \* ERP：統合基幹業務管理
- \* CRM：顧客情報管理
- \* EPM：統合業績管理
- \* PLM：製品ライフサイクル管理

#### (ii) アップデート&プロダクトサポート

売上高は14,565百万円（前年同期比1,874百万円、14.8%増）となりました。

製品をご利用いただいているお客様に更新権や技術サポートの提供を行っている当部門では、厳しい経済環境下において、既存の業務システムの運用を安定的に継続していきたいというお客様のニーズを確実に取り込み、引き続き高い契約率と更新率を維持し、さらに新たな買収製品等への更新権や技術サポートの提供も加わったことで堅調に推移いたしました。

#### [サービス関連]

サービス関連部門の売上高は4,441百万円となり、前年同期比338百万円、8.2%増となりました。サービス関連部門は、以下に記載の(i)アドバンスト・サポート、(ii)エデュケーションサービス、(iii)コンサルティングサービスの3部門で構成されます。

##### (i) アドバンスト・サポート

売上高は702百万円（前年同期比208百万円、42.3%増）となりました。

当社がお客様の情報システムの保守・運用管理を行う「Oracle On Demand」ならびに個々のお客様に合わせた先進的かつ予防的なサポートを提供する「Advanced Customer Services」ともに、システムの安定的な稼働と運用負荷の軽減を実現できる上、費用対効果も大きいことがお客様から評価され、案件数は着実に増加いたしました。これらの結果、当部門は大幅な増収となりました。

##### (ii) エデュケーションサービス

売上高は629百万円となり、前年同期比26百万円、4.4%増となりました。

買収製品等の新しい研修プログラムの提供を継続し、企業の技術者育成需要を確実に取り込んだことに加え、製品利用者向けのサービスも強化したことで、堅調に推移いたしました。

##### (iii) コンサルティングサービス

売上高は3,109百万円となり、前年同期比103百万円、3.4%増となりました。

ビジネス・アプリケーション製品の販売が好調に推移していることを受け、これら製品の導入支援業務が主力となり、当部門も堅調に推移いたしました。

#### 営業利益

営業利益は9,586百万円となり、前年同期比181百万円、1.8%減となりました。

ソフトウェアプロダクト部門の売上の減少の一方、人件費を中心とした原価率の高いサービス部門の売上の増加、買収製品等の売上増加に伴うロイヤルティ費用の増加、また、買収製品等を取り扱う、日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社からの出向受入者増員に伴う人件費の増加、平成20年7月末に竣工の本社ビルの減価償却費の増加などの要因により、営業利益率は31.7%に低下し、営業利益は微減となりました。

#### 営業外損益および経常利益

経常利益は9,612百万円となり、前年同期比270百万円、2.7%減となりました。営業外収益の有価証券受取利息が、有価証券の運用残高の減少および運用環境の変化により減少いたしました。

#### 四半期純利益

四半期純利益は5,549百万円（前年同期比275百万円、4.7%減）となりました。

本社移転に伴う原状回復工事の引当金戻入額を特別利益として、旧賃借オフィスビル関連の固定資産除却損等を特別損失として計上いたしました。

#### (3) 財政状態の分析

当第2四半期会計期間末における総資産は、114,859百万円（平成20年5月期末比4,183百万円減）となりました。純資産は80,508百万円（平成20年5月期末比2,645百万円減）となりました。

#### (4) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、6,066百万円となりました。これは、税引前四半期純利益（9,445百万円）の計上、前受金の減少（2,858百万円）、売上債権の増加（1,540百万円）等によるものです。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、11,575百万円となりました。これは、有価証券の運用については、金融市場の急速な変化に対応するため償還金の大部分を再投資せず、手元現金としたこと、本社ビル関係の有形固定資産の購入（2,972百万円）等の結果によるものです。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローについては、特記すべき事項はありません。

以上の結果、当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物は38,127百万円（第1四半期会計期間末比17,659百万円増）となりました。

(5) 対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当社が認識している対処すべき重要課題のうち、主要なものを以下のとおり変更いたしました。

パートナー企業との連携強化

当社は、パートナー企業を経由した間接販売に注力しているため、パートナー企業との連携および良好な関係の継続が必要となります。このビジネスモデルを継続するため、引き続きパートナー企業との安定的な信頼関係の持続、協業体制の強化に努め、新たなビジネスを展開してまいります。

優秀な人材の確保および育成

当社の経営戦略を実現させるためには、その戦略を実行できる高い能力を持つ人材の確保および育成は必要不可欠であり、重要な経営課題であると認識しております。当社は、今後も継続的な成長を実現するため、引き続き人材採用体制を強化し、優秀な人材の確保に取り組むとともに、充実した研修制度のもと、人材の育成に努めてまいります。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、本社移転に伴い、旧賃借オフィスにかかる建物附属設備、器具備品を除却しました。この結果、「固定資産除却損」360百万円を特別損失として計上しております。

当第2四半期会計期間に以下の設備を取得いたしました。

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
		建物	器具及び備品	その他	合計	
本社 (東京都港区)	統括業務施設 販売施設	495	1,062	193	1,751	2,083

(注) 上記の金額には消費税等を含めておりません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

新本社ビル「オラクル青山センター」への事業拠点の集約は平成20年9月に完了いたしました。

また、当第2四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	511,584,909
計	511,584,909

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年1月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	127,091,571	127,091,571	東京証券取引所 市場第一部	—
計	127,091,571	127,091,571	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には、提出日の属する月（平成21年1月1日から当四半期報告書提出日まで）に新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。）により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(イ)平成14年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成14年9月24日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年11月30日)
新株予約権の数(注)1	2,054個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	205,400株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	3,870円
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から平成24年8月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 3,870円 1株当たり資本組入額 1,935円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成14年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失および権利行使した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。なお、発行日以降に時価を下回る価額で新株発行(新株予約権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3,870円は発行日(平成14年10月1日)の属する月の前月(平成14年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,870円と発行日の終値3,380円との比較により、3,870円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。  
平成16年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。  
平成18年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

## (ロ)平成15年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成15年9月24日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年11月30日)
新株予約権の数(注)1	2,033個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	203,300株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,931円
新株予約権の行使期間	平成17年10月1日から平成25年8月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 5,931円 1株当たり資本組入額 2,966円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成15年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。  
また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,931円は発行日(平成15年10月1日)の属する月の前月(平成15年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,931円と発行日の終値5,710円との比較により、5,931円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。  
平成17年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。  
平成19年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ハ)平成16年8月25日定時株主総会決議(平成16年9月28日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年11月30日)
新株予約権の数(注)1	2,028個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	202,800株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,583円
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日から平成26年8月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 5,583円 1株当たり資本組入額 2,792円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成16年9月28日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。  
また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,583円は発行日(平成16年10月1日)の属する月の前月(平成16年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,583円と発行日の終値5,500円との比較により、5,583円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。  
平成18年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。  
平成20年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(二) 平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年11月30日)
新株予約権の数(注) 1	2,311個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	231,100株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	5,000円
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から平成27年8月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 5,000円 1株当たり資本組入額 2,500円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成17年9月28日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。  
また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,000円は発行日の属する月の前月(平成17年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,840円と発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日、すなわち平成17年9月30日)の終値5,000円との比較により、5,000円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。  
平成19年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。  
平成21年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ホ)平成17年8月24日定時株主総会決議による第2回分(平成18年3月23日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年11月30日)
新株予約権の数(注)1	30個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	3,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,760円
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から平成27年8月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 5,760円 1株当たり資本組入額 2,880円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成18年3月23日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
- 2 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(ニ)平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額5,760円は発行日(平成18年3月23日)の属する月の前月(平成18年2月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,659円と発行日の終値5,760円との比較により、5,760円としたものであります。
- 3 「(ニ)平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)」の(注)3に同じであります。
- 4 「(ニ)平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(へ)平成18年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成18年12月21日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年11月30日)
新株予約権の数(注)1	2,451個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	245,100株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,490円
新株予約権の行使期間	平成20年12月25日から平成28年8月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格 7,222円 1株当たり資本組入額 3,611円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成18年12月21日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。  
また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,490円は発行日(平成18年12月25日)の属する月の前月(平成18年11月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,419円と発行日の終値5,490円との比較により、5,490円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。  
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。  
平成20年12月25日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。  
平成22年12月25日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。  
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額5,490円と新株予約権付与時における公正な評価単価1,732円を合算しております。

(ト)平成18年8月29日定時株主総会決議による取締役に対する新株予約権の発行(平成18年12月21日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年11月30日)
新株予約権の数(注)1	80個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	8,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,610円
新株予約権の行使期間	平成21年1月9日から平成28年8月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格 7,392円 1株当たり資本組入額 3,696円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成18年12月21日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

2 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(へ)平成18年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成18年12月21日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額5,610円は発行日(平成19年1月9日)の属する月の前月(平成18年12月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,587円と発行日の終値5,610円との比較により、5,610円としたものであります。

3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

平成21年1月9日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。

平成23年1月9日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4 「(へ)平成18年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成18年12月21日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。

5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額1,782円と新株予約権の行使時の払込金額5,610円を合算しております。なお、新株予約権の払込金額1,782円については、報酬債権の対等額をもって相殺されます。

(チ)平成18年8月29日定時株主総会決議による取締役に対する新株予約権の発行(平成19年9月27日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年11月30日)
新株予約権の数(注)1	150個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	15,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,240円
新株予約権の行使期間	平成21年10月15日から平成28年8月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格 6,696円 1株当たり資本組入額 3,348円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成19年9月27日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。  
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,240円は発行日(平成19年10月15日)の属する月の前月(平成19年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,104円と発行日の終値5,240円との比較により、5,240円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。  
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。  
平成21年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。  
平成23年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。  
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額1,456円と新株予約権の行使時の払込金額5,240円を合算しております。なお、新株予約権の払込金額1,456円については、報酬債権の対等額をもって相殺されます。

(リ)平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成19年10月12日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年11月30日)
新株予約権の数(注)1	2,607個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	260,700株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,240円
新株予約権の行使期間	平成21年10月15日から平成29年8月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格 6,725円 1株当たり資本組入額 3,363円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成19年10月12日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

2 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(チ)平成18年8月29日定時株主総会決議による取締役に対する新株予約権の発行(平成19年9月27日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額5,240円は発行日(平成19年10月15日)の属する月の前月(平成19年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,104円と発行日の終値5,240円との比較により、5,240円としたものであります。

3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。  
平成21年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。

平成23年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4 「(チ)平成18年8月29日定時株主総会決議による取締役に対する新株予約権の発行(平成19年9月27日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。

5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額5,240円と新株予約権付与時における公正な評価単価1,485円を合算しております。

(ヌ)平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成20年6月27日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年11月30日)
新株予約権の数(注)1	340個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	34,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	4,679円
新株予約権の行使期間	平成22年6月30日から平成29年8月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格 5,572円 1株当たり資本組入額 2,786円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成20年6月27日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

2 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(チ)平成18年8月29日定時株主総会決議による取締役に対する新株予約権の発行(平成19年9月27日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額4,679円は発行日(平成20年6月30日)の属する月の前月(平成20年5月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,679円と発行日の終値4,330円との比較により、4,679円としたものであります。

3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。  
平成22年6月30日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。

平成24年6月30日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4 「(チ)平成18年8月29日定時株主総会決議による取締役に対する新株予約権の発行(平成19年9月27日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。

5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,679円と新株予約権付与時における公正な評価単価893円を合算しております。

(ル)平成20年8月22日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成20年9月30日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年11月30日)
新株予約権の数(注)1	3,116個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	311,600株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	4,787円
新株予約権の行使期間	平成22年10月15日から平成30年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格 5,523円 1株当たり資本組入額 2,762円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成20年9月30日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。  
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

4,787円は発行日(平成20年10月15日)の属する月の前月(平成20年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,787円と発行日の終値4,110円との比較により、4,787円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。  
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。  
平成22年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。  
平成24年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。  
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,787円と新株予約権付与時における公正な評価単価736円を合算しております。

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権方式によるストックオプション

(イ)平成11年8月25日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年11月30日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	234,450株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	11,132円
新株予約権の行使期間	平成13年10月1日から平成21年8月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 11,132円 1株当たり資本組入額 5,566円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成11年8月25日開催の第14回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。
- 2 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格の平均値による金額または権利付与日(ただし、取引が成立しない場合は、直近の取引成立日)の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格のいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

11,132円は権利付与日(平成11年10月1日)の属する月の前月(平成11年9月)の各日の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格の平均値による金額15,365円と、権利付与日の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格16,700円との比較により決定された発行価額16,700円を、平成12年4月28日付の有償一般募集による新株の発行価額が時価を下回ったことによる調整を行い、さらに平成12年7月19日付にて実施した株式分割(1株:1.5株)の比率で調整した金額であります。

- 3 (1) 権利を付与された者(以下、「権利者」という)は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と権利者との間で締結する新株引受権付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。権利付与日の2年後の応当日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。ただし、単位株未満の端数が生じた場合は、に繰り越すものとする。権利付与日の4年後の応当日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

## (ロ)平成12年8月24日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年11月30日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	185,300株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	28,205円
新株予約権の行使期間	平成14年10月1日から平成22年8月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 28,205円 1株当たり資本組入額 14,103円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成12年8月24日開催の第15回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。

- 2 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行(転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

28,205円は権利付与日(平成12年10月1日)の属する月の前月(平成12年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値28,205円と権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近の取引日、すなわち平成12年9月29日)の終値24,880円との比較により、28,205円としたものであります。

- 3 (1) 権利を付与された者は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者との間で締結するストックオプション付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。  
平成14年10月1日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。  
平成16年10月1日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ハ)平成13年8月23日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年11月30日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	245,700株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	11,780円
新株予約権の行使期間	平成15年10月1日から平成23年8月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 11,780円 1株当たり資本組入額 5,890円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成13年8月23日開催の第16回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。

- 2 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行(転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

11,780円は権利付与日(平成13年10月1日)の属する月の前月(平成13年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値9,844円と権利付与日の終値11,780円との比較により、11,780円としたものであります。

- 3 (1) 権利を付与された者は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者との間で締結するストックオプション付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。  
平成15年10月1日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。  
平成17年10月1日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年9月1日～ 平成20年11月30日 (注)	1,400	127,091,571	2	22,290	2	33,728

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

## (5) 【大株主の状況】

平成20年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
オラクル・ジャパン・ホールディング・インク (常任代理人 日興コーディアル証券株式会社)	500 Oracle Parkway, Redwood Shores, California, U. S. A. (東京都千代田区丸の内3丁目3番1号)	94,967	74.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,382	2.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,893	1.5
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,385	1.1
ジェーピーエムシービーオムニバスユーエス ペンショントリーティージャスデック380052 (常任代理人株式会社みずほコーポレート銀行)	東京都中央区日本橋兜町6番7号	720	0.6
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2番2号	683	0.5
マサジヤパニーズエクイティ (常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号決済 事業部	447	0.4
インベスターズバンクウェストトリーティ (常任代理人スタンダードチャータード銀行)	東京都千代田区永田町2丁目11番1号	268	0.2
ミレニアム (常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	268	0.2
カセイバンクオーデイナリーアカウント (常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	243	0.2
計	—	104,260	82.0

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務にかかる株式は、以下のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,382千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,893千株
資産管理サービス信託銀行株式会社	1,383千株
野村信託銀行株式会社	683千株

## (6) 【議決権の状況】

### 【発行済株式】

平成20年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 126,478,600	1,264,786	—
単元未満株式	普通株式 609,571	—	—
発行済株式総数	127,091,571	—	—
総株主の議決権	—	1,264,786	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,400株(議決権の数34個)含まれております。

### 【自己株式等】

平成20年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本オラクル株式会社	東京都港区北青山二丁目5番8号	3,400	—	3,400	0.0
計	—	3,400	—	3,400	0.0

## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	4,580	4,550	4,790	5,020	4,990	4,810
最低(円)	4,160	4,280	4,410	4,580	3,350	3,760

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

### 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	—	東 裕二	平成20年12月31日

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期会計期間(平成20年9月1日から平成20年11月30日まで)及び当第2四半期累計期間(平成20年6月1日から平成20年11月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高等からみて、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.4%
売上高基準	0.5%
利益基準	0.2%
利益剰余金基準	0.1%

1【四半期財務諸表】  
 (1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期会計期間末 (平成20年11月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年5月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	33,631	27,445
受取手形及び売掛金	14,065	16,726
有価証券	14,483	49,456
商品	2	4
その他	3,143	3,706
貸倒引当金	2	2
流動資産合計	65,324	97,336
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	16,876	392
土地	26,057	-
その他(純額)	1,946	17,558
有形固定資産合計	44,880	17,951
無形固定資産	51	7
投資その他の資産		
その他	4,618	3,762
貸倒引当金	15	15
投資その他の資産合計	4,602	3,747
固定資産合計	49,534	21,706
資産合計	114,859	119,042
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	4,590	4,720
未払金	3,298	2,942
未払法人税等	7,453	8,295
前受金	16,607	16,051
賞与引当金	1,050	1,528
その他の引当金	227	565
その他	1,031	1,785
流動負債合計	34,259	35,888
固定負債		
その他	91	-
固定負債合計	91	-
負債合計	34,350	35,888

(単位：百万円)

	当第2四半期会計期間末 (平成20年11月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年5月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	22,290	22,282
資本剰余金	33,728	33,720
利益剰余金	24,170	26,892
自己株式	17	14
株主資本合計	80,171	82,880
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	14	34
評価・換算差額等合計	14	34
新株予約権	351	238
純資産合計	80,508	83,153
負債純資産合計	114,859	119,042

(2) 【四半期損益計算書】  
【第2四半期累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期累計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年11月30日)
売上高	57,988
売上原価	25,415
売上総利益	32,573
販売費及び一般管理費	※ 14,901
営業利益	17,672
営業外収益	
受取利息	22
有価証券利息	87
その他	36
営業外収益合計	146
営業外費用	
その他	21
営業外費用合計	21
経常利益	17,797
特別利益	
本社移転費用引当金戻入額	194
特別利益合計	194
特別損失	
固定資産除却損	360
投資有価証券売却損	1
特別損失合計	361
税引前四半期純利益	17,629
法人税等	7,262
四半期純利益	10,367

## 【第2四半期会計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期会計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)
売上高	30,288
売上原価	12,818
売上総利益	17,469
販売費及び一般管理費	※ 7,883
営業利益	9,586
営業外収益	
受取利息	11
有価証券利息	36
その他	9
営業外収益合計	57
営業外費用	
その他	31
営業外費用合計	31
経常利益	9,612
特別利益	
本社移転費用引当金戻入額	194
特別利益合計	194
特別損失	
固定資産除却損	360
特別損失合計	360
税引前四半期純利益	9,445
法人税等	3,895
四半期純利益	5,549

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当第2四半期累計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年11月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税引前四半期純利益	17,629
減価償却費	598
株式報酬費用	113
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△0
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△478
その他の引当金の増減額 (△は減少)	△143
受取利息及び受取配当金	△119
投資有価証券売却損益 (△は益)	1
固定資産除売却損益 (△は益)	367
本社移転費用引当金戻入額	△194
売上債権の増減額 (△は増加)	2,661
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	584
仕入債務の増減額 (△は減少)	△129
未払金の増減額 (△は減少)	213
前受金の増減額 (△は減少)	556
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△754
その他	11
小計	20,918
利息及び配当金の受取額	48
法人税等の支払額	△8,123
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,844
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有価証券の取得による支出	△22,470
有価証券の償還による収入	57,500
有形固定資産の取得による支出	△27,746
無形固定資産の取得による支出	△48
投資有価証券の売却による収入	3
差入保証金の差入による支出	△913
差入保証金の回収による収入	2
その他	91
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,417
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
株式の発行による収入	15
自己株式の取得による支出	△3
自己株式の売却による収入	1
配当金の支払額	△13,090
財務活動によるキャッシュ・フロー	△13,077
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	6,184
現金及び現金同等物の期首残高	31,942
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 38,127

**【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】**

当第2四半期会計期間(自 平成20年9月1日 至 平成20年11月30日)

該当事項はありません。

**【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】**

当第2四半期累計期間 (自 平成20年6月1日 至 平成20年11月30日)
会計処理の原則及び手続の変更 会計方針の変更 有形固定資産(コンピュータ類を除く)の減価償却方法については、従来、定率法によっておりましたが、第1四半期会計期間より定額法に変更いたしました。 この変更は、自社建物を取得し本社移転したことに伴い、減価償却方法の見直しを行った結果、変更後の減価償却方法による方が、安定的に収益を稼得するアップデート・プロダクトサポート売上が年々増加し全売上に占める割合が高まっている事業環境下において、費用収益をより合理的に対応させることになると判断し、行ったものであります。この変更による影響額は軽微であります。

**【簡便な会計処理】**

当第2四半期累計期間(自 平成20年6月1日 至 平成20年11月30日)

該当事項はありません。

**【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】**

当第2四半期累計期間 (自 平成20年6月1日 至 平成20年11月30日)
税金費用の計算 当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

**【追加情報】**

当第2四半期累計期間 (自 平成20年6月1日 至 平成20年11月30日)
第1四半期会計期間より取得いたしました自社建物及び関連付属設備等につきましては定額法を採用することとしました。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第2四半期会計期間末 (平成20年11月30日)	前事業年度末 (平成20年5月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額 3,198百万円	※ 有形固定資産の減価償却累計額 4,540百万円

(四半期損益計算書関係)

第2四半期累計期間

当第2四半期累計期間 (自 平成20年6月1日 至 平成20年11月30日)	
※ 販売費及び一般管理費の主なもの	
従業員給与	5,124百万円
賞与引当金繰入額	751百万円

第2四半期会計期間

当第2四半期会計期間 (自 平成20年9月1日 至 平成20年11月30日)	
※ 販売費及び一般管理費の主なもの	
従業員給与	2,594百万円
賞与引当金繰入額	751百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期累計期間 (自 平成20年6月1日 至 平成20年11月30日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年11月30日現在)	
現金及び預金	33,631百万円
有価証券	14,483百万円
取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券	△9,987百万円
現金及び現金同等物	<u>38,127百万円</u>

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成20年11月30日)及び当第2四半期累計期間(自平成20年6月1日至平成20年11月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期会計期間末
普通株式(株)	127,091,571

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期会計期間末
普通株式(株)	3,426

3 新株予約権等に関する事項

目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第2四半期会計期間末残高 (百万円)
—	—	351

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年7月25日 取締役会	普通株式	13,089	103	平成20年5月31日	平成20年8月25日	利益剰余金

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年12月23日 取締役会	普通株式	8,896	70	平成20年11月30日	平成21年2月9日	利益剰余金

5 株主資本の著しい変動に関する事項

記載すべき重要な変動はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第2四半期会計期間末(平成20年11月30日)

時価のあるその他有価証券が、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日に比べて著しい変動が見られます。

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(百万円)	四半期貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	120	102	△17
債券	4,003	3,997	△6
その他	—	—	—
計	4,124	4,099	△24

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期会計期間(自 平成20年9月1日 至 平成20年11月30日)

1 費用計上額及び科目名

売上原価	20百万円
販売費及び一般管理費(株式報酬費用)	41百万円

## 2 付与したストック・オプションの内容

	平成20年第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 2名 当社執行役 3名 当社従業員 472名
ストック・オプション数(注)	普通株式 311,600株
付与日	平成20年10月15日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  付与日(平成20年10月15日)以降、権利確定日(平成22年10月15日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成20年10月15日)以降、権利確定日(平成24年10月15日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  平成20年10月15日から 平成22年10月15日まで 平成20年10月15日から 平成24年10月15日まで
権利行使期間	平成22年10月15日から 平成30年9月30日まで  付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
権利行使価格(円)	4,787
付与日における公正な評価単価(円)	736

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成20年11月30日)	前事業年度末 (平成20年5月31日)
630.72円	652.44円

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第2四半期累計期間

当第2四半期累計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年11月30日)	
1株当たり四半期純利益	81.58円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	81.56円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第2四半期累計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年11月30日)
1株当たり四半期純利益	
四半期損益計算書上の四半期純利益(百万円)	10,367
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	10,367
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	127,087
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	
四半期純利益調整額(百万円)	—
普通株式増加数(千株)	27
(うち新株予約権(千株))	(27)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	—

## 第2四半期会計期間

当第2四半期会計期間 (自 平成20年9月1日 至 平成20年11月30日)	
1株当たり四半期純利益	43.67円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	43.66円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第2四半期会計期間 (自 平成20年9月1日 至 平成20年11月30日)
1株当たり四半期純利益	
四半期損益計算書上の四半期純利益(百万円)	5,549
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	5,549
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	127,087
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	
四半期純利益調整額(百万円)	—
普通株式増加数(千株)	26
(うち新株予約権(千株))	(26)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	—

(重要な後発事象)

当第2四半期会計期間 (自 平成20年9月1日 至 平成20年11月30日)
該当事項はありません。

## 2 【その他】

平成20年12月23日開催の取締役会において、第24期（自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日）中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 8,896百万円

1株当たりの金額 70円

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成21年2月9日

(注) 平成20年11月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、支払いを行います。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 1月13日

日本オラクル株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 太 田 恵 子 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石 黒 一 裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本オラクル株式会社の平成20年6月1日から平成21年5月31日までの第24期事業年度の第2四半期会計期間(平成20年9月1日から平成20年11月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成20年6月1日から平成20年11月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、日本オラクル株式会社の平成20年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成21年1月13日

**【会社名】** 日本オラクル株式会社

**【英訳名】** ORACLE CORPORATION JAPAN

**【代表者の役職氏名】** 代表執行役 社長 最高経営責任者 遠藤 隆雄

**【最高財務責任者の役職氏名】** 執行役 専務 最高財務責任者 野坂 茂

**【本店の所在の場所】** 東京都港区北青山2丁目5番8号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役 社長 最高経営責任者 遠藤 隆雄および当社執行役 専務 最高財務責任者 野坂 茂は、当社の第24期第2四半期(自 平成20年9月1日 至 平成20年11月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。